一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年3月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年3月6日	オレンジタクシー株式会社 (法人番号8290001045660) 代表者石橋洋一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (92日車) 文書警告 文書勧告	道路運送法第27条 第3項	令和6年8月20日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(8)指導主任者の退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(8)指導主任者の退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	10	10	10	10
	福岡県飯塚市大字川津字 苅町367番地2号	福岡県飯塚市大字川津字 苅町367番地2号							
令和7年3月11日	株式会社市丸タクシー(法 人番号5340002019347) 代 表者市丸啓子	西之表営業所	輸送施設の使用停止 - (10日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年10月17日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1	1	1
	鹿児島県熊毛郡中種子町 野間5298番2	鹿児島県西之表市東町 7059-9							
令和7年3月26日	はとタクシー株式会社(法人 番号7320001010091) 代表 者足立茂	本社営業所	-文書警告	道路運送法第27条	令和7年3月10日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)	0	0	0	0
	大分県日田市大字三和69 番地の9号	大分県日田市大字三和69 番地の9号							